

生活保護制度等の見直しの方向性について

令和5年12月5日
厚生労働省社会・援護局

- 令和3年10月以降、生活保護制度については「国と地方の実務者協議」、生活困窮者自立支援制度については「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会・ワーキンググループ」において議論を行い、令和4年4月にそれぞれとりまとめを行った。
- これらも踏まえ、地方4団体の代表も参加する社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「部会」という。）において令和4年6月以降議論を積み重ね、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて、同年12月に中間まとめとして議論を整理した。本年9月から部会を再開し、両制度の見直しに関する更なる検討を進めているところである。
- 現時点における、法改正を要する両制度の見直しの方向性は以下のとおりである。

（1）居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性

- 生活困窮者の生活の安定に向けては、生活の基盤そのものである「住まい」の確保が必要不可欠である。一方で、不安定居住者の一定数の存在に加え、単身高齢者世帯の更なる増加や、持ち家比率の低下等により、住宅の確保に配慮を要する者に対する住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 生活困窮者等をはじめとする住宅確保要配慮者について、住まいの確保等に関する相談支援から、転居支援、住まいが定まった後の支援まで、切れ目ない支援体制の構築のため、生活困窮者自立相談支援事業において、住まい支援を行うことと、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する居住支援法人との連携を明確化する必要がある。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みについて、検討を進める必要がある。また、家賃の支払いに係る賃貸人の不安軽減によりサポートを行う住宅の提供が増加することは望ましいことから、被保護者の住宅扶助の代理納付の原則化について検討を進める必要がある。
- 生活困窮者一時生活支援事業（シェルター事業及び地域居住支援事業）については、各支援のうち地域の実情に応じて必要な支援を実施するよう努めるものとする必要がある。
- 地域居住支援事業について、支援期間が1年を超えても福祉事務所設

置自治体が必要と認める場合には、柔軟に活用できるようにすることが適当である。

- 生活保護法において、被保護者の入居支援や訪問による見守りなど、地域での居住移行等に向けた支援を行うことができる事業を新たに法定化する必要がある。
- 住居確保給付金について、安定的な居住に繋げるため、新たに家賃の低廉な住宅への転居費用を補助することとする必要がある。なお、当該転居費用の補助については、生活に困窮し、住居の確保や家計改善の観点から転居を必要とする者が利用できるようにする必要がある。
- 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性確保策として、届出義務違反への罰則等を検討するとともに、無届の疑いがある場合の保護の実施機関から都道府県への通知を努力義務化する必要がある。
- 施設入所者に係る保護の実施機関についての居住地特例については、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体に拡大する必要がある。

(2) 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援の強化

- 生活困窮者や被保護者が抱えている課題は多様化、複雑化しており、対応困難なケースを関係機関等が連携して対応する体制の整備とともに、地域における支援体制を検討するための枠組み作りが重要である。
- 生活困窮者自立支援法に規定する支援会議の設置促進のため、設置の努力義務化が必要である。
- 生活保護制度において、ケースワーカーが関係機関と連携し、専門的な支援を外部から取り入れて支援の質を向上させることを目指し、支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして、構成員に守秘義務を設けた会議体を設置できるよう、法定化する必要がある。また、会議体設置に当たっては、生活困窮者自立支援制度の支援会議との一体的な運営を推進することが必要である。

(3) 就労支援及び家計改善支援の強化

- 困窮状態からの脱却のためには、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠である一方、直ちに一般就労を行うことが困難な者や、家計の改善を要する者も多い。このような者は、地方自治体の規模等にかかわらず存在し得ることから、全国どこに住んでいても必要な支援を受けることができる体制整備が重要である。
- このため、国は、生活困窮者就労準備支援事業と生活困窮者家計改善支援事業をこれまで実施していない、特に中小規模の地方自治体に配慮し、事業実施に向けた支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備も進めることが必要である。

- また、被保護者向けの就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、事業を法定化してより幅広い地方自治体での実施を促すとともに、より多くの被保護者が支援を受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づく事業との一体実施の仕組みの検討が必要である。

(4) 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習環境や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えており、保護者も地域との関わりが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等には、より個別支援を行う必要性が高い。また、ケースワーカーは、子どもとの接触が十分にできていないことや専門性の不足などの課題がある。
- このため、生活保護を受給している子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、アウトリーチ型手法により学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができる事業の創設が必要である。
- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づき高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがないため、新生活立ち上げ費用に対する支援として、一時金を支給できるようにすることが必要である。

(5) 医療扶助・被保護者健康管理支援事業の適正実施等

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価など PDCA サイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- このような認識の下、市町村の医療扶助等を効果的・効率的に実施するため、都道府県が広域的な観点から市町村に対する支援を行う役割を担うことが必要である。具体的には、都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定とともに、市町村の取組に対する必要な支援を行うよう努めるものとする必要がある。こうした支援に当たっては、都道府県において医療関係者・学識経験者等の専門的知見を踏まえる必要があるが、その手法については、各都道府県が状況に応じて柔軟かつ適切に選択できるものとする必要がある。
- また、国においても、都道府県に対して、データ提供・分析等に係る体制整備の支援を実施し、医療情報の地域差や経年変化を「見える化」するツールやデータ活用に必要なマニュアルの作成、都道府県職員向け研修の実施等に取り組むことが必要である。

(6) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は、それぞれ独自の制度として、その制度趣旨や目的、対象者、事務の性質を異にするものである。
- 一方で、両制度は、本人の「自立」を支援するという共通の理念を有しているが、両制度間を行き来する者も一定数いる中で、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題である。また、支援体制の整備においては、地域資源を有効活用する観点からの検討も必要である。
- 被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援については、任意事業としての法定化が必要である。
- その上で、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性確保のため、両制度での事業の実施や両制度間の連携強化を推進するとともに、更なる対応として、被保護者向けの就労準備支援事業等の実施に代え、生活困窮者向けの就労準備支援事業等を被保護者に対しても実施することを可能とすることも検討が必要である。その際、被保護者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとすることが必要である。